

告 示

埼玉県告示第五百二二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

病 院		撤 回 日
名 称	所 在 地	
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字上岩瀬五百五十一番地	平成三十年四月三十日